

募集・求人

大学の開放授業講座の 受講生募集

55歳以上の人を対象に県内外の 大学が様々な分野の講座を開放し、 一般の学生と一緒に学ぶ機会を提供 します。

- 圆県内大学、都内1大学
- 対県内在住の55歳以上の人
- 期間 おおむね4月~8月
- 科目 経済学、社会福祉、語学など
- 置各科目1万円程度
- ■2月1日(土)から直接各大学へ申 込み
- 間県高齢者福祉課

せください。

- **2**048-830-3263
- **M**048-830-4781

※新型コロナウイルス感染症等の感 染拡大防止のため、通常と異なる受 講方法となる場合があります。詳細 は各大学にお問い合わ



健康

往診医の紹介・退院支援の 相談窓口

「できることなら、住み慣れた自 宅でいつまでも暮らしていきたい という思いは、多くの人の願いでは ないでしょうか。看護師資格のある 職員が医療に関する相談を受け、関 係機関と連携し、往診医の紹介や退 院後の在宅生活を送るための支援を 行っています。

- ■平日午前9時~午後5時(年末年始 を除く)
- 場比企医師会在宅医療連携拠点(保 健センター2階)
- 対比企地区内在住・在勤の人(医療・ 介護関係者含む)
- ■・間電話で比企医師会在宅医療連 携拠点へ。

281-5563



成年後見センターにご相談 ください



- ■平日午前8時30分~午後5時30分 (年末年始を除く)
- 場市民福祉センター
- 対認知症の人、知的障害・精神障害 のある人又は家族・関係者
- □認知症等で判断能力が十分でない 人の財産や権利を守る成年後見制 度の相談や手続き支援を行います。
- 間市成年後見センター
- **☎**59-5670
- **™**59-5066



埼玉県思いやり駐車場制度

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある人や要介護状態の人、妊産婦、 歩行が困難と認められる人など交付基準を満 たす人に「利用証」を交付し、公共施設や商業 施設などに設置されている「車椅子使用者用 駐車区画 | 及び [優先駐車区画 | の適正利用を 推進する制度です。それぞれの利用証に交付 基準があります。

利用証(3種類)

駐車時にルームミラーに掲示をしてくださ い。利用証は市役所窓口で交付できます。利 用証によって交付窓口が異なるので、ご注意 ください。

利用できる駐車区画

幅3.5メートル以上の「車椅子使用者用駐 車区画 と、幅3.5メートル未満の「優先駐車 区画」があります。区画のある施設は県™で 確認できます。

間障害者福祉課**☎**21-1452**∞**24-6066 高齢介護課☎21-1406™22-7731

健康推進課☎24-3921 22-7435

車椅子使用者用 利用証

(障害者福祉課・高齢 介護課で交付)



利用証

その他障害者、

課で交付)

要介護者等用利用証

(障害者福祉課・高齢介護

O Mich 200g

緑



奸産婦、けが人等用

(健康推進課・障害者福祉

利用証



駐車区画のイメージ



市冊

県田

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

□ヘルプマークとは

外見から分からなくても援助や配 慮を必要としている人が、周囲の人 に配慮を必要としていることを知ら せることで、援助を得やすくなるよ う作成したマークです。

■共通事項

- 対次のいずれかに該当する人
- ・義足や人工関節を使用している人
- 内部障害や難病の人
- ・ 妊娠初期の人
- ・その他、援助や配慮を必要としている人
- 配布場所 障害者福祉課、保健センター **間**障害者福祉課
- **2**21-1452**2**24-6066





市冊

□ヘルプカードとは

緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載でき る携帯用カードです。支援を必要とする人が、災害時 や日常生活の中で困ったときに提示することで、状況 にあった支援を受けやすくなります。



ヘルプカード

障害に関する医療費の助成・支給のご案内

■重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対し、医療機関等で受診した際の 医療費の一部負担金を助成します。助成を受けるには、 あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

- 図次のいずれかに該当する人(ただし、平成27年1月 1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等 級になった人は対象外)
- ①身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの人
- ②療育手帳A・A・Bをお持ちの人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人(ただし、 精神病床への入院費用は助成対象外)
- ④65歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度の障 害認定を受けた人又は75歳以上で市長の認定を受

※4の認定は、65歳の誕生日の前日までに次の手帳の交 付を受けている人又は年金の受給権を取得している人

- ・身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能又は下 肢機能の一部
- ·精神障害者保健福祉手帳1·2級
- ・障害年金1・2級

所得審査

本人所得を対象として所得審査を行い、基準額以下の 場合には医療費助成を受けることができます。基準額 超過の場合は支給停止となり、対象期間は医療費助成 を受けることができません。基準額は、障害者福祉課 までお問い合わせいただくか、市™をご確認ください。

□自立支援医療費の支給

心身の障害を除去・軽減するための医療について、 医療費の自己負担額が軽減されます。医療費の1割が 自己負担となりますが、負担が高額になり過ぎないよ

う、本人及び世帯の所得、疾病などの状況に応じて、 月の自己負担上限額が設定されています。

- 図18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、その 障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実な 治療効果が期待できる人
- ☑対象となる人が、その障害に対し確実な治療効果が 期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受 けられます(角膜移植術、口蓋裂、関節形成術、人 工透析療法、腎移植など)。
- ※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

育成医療

- 対現在身体に障害がある又は現在ある疾患に対する治 療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる 18歳未満の児童
- 図対象となるお子さんが、手術等の治療によって確実 な治療効果を期待できる場合に、指定医療機関で必 要な医療が受けられます(斜視、口蓋裂、外耳道閉鎖、 水頭症、腎移植など)。
- ※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

精神通院医療

- 図精神疾患をお持ちの人で、通院による精神医療を継 続的に要する人
- ☑統合失調症やうつ病などの精神疾患をお持ちの人 が、指定医療機関で継続した必要な治療を受けられ ます(入院は対象外)。

■共通事項

申・問障害者福祉課

221-1452**2**24-6066



令和7(2025)年■2月 21